

# 行財政改革の取組みと財源不足への対応について

## 箱根町行財政改革アクションプラン(平成29年度～令和4年度)

平成29年度に中間見直しを行い、大きな変更点として新たに重点項目に位置付けた『行政サービスの質の向上』の取組みを盛り込むなどにより、推進項目数を45から76と大幅に増やし、より一層の行財政改革の推進を図っています。

また、平成30年度からは取組結果を箱根町行財政改革有識者会議で説明し、外部有識者の意見を伺い、次年度以降の取組みに反映させることで適切な進捗管理を図っています。

基本理念	基本方針	推進項目例
持続可能な行財政運営の実現に向けた改革	将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換(量の改革)	・償却資産の申告内容調査 ・ふるさと納税の促進 ・財政調整基金の残高確保
	時代の変化に即応する行政サービスの提供(質の改革)	・ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進 ・払込通知書の廃止 ・窓口業務の民間委託導入の検討
	社会経済構造の変化に適應するまちづくり(活力ある地域社会の形成)	・子育て世代包括支援センターの開設・運営 ・定住化の促進 ・災害時の応急給水方法の見直し
	行政資源の有効活用を図るまちづくりに向けた意識改革と実践(意識の改革)	・官民が連携したまちづくり手法の検討及び推進 ・臨時職員の採用の見直し ・学校業務改善プランの策定

## 令和元年度の行財政改革アクションプランの取組状況

・取組予定75項目に対し、全ての項目に取り組みました。

全76の推進項目のうち、取組終了した1項目以外の75項目に取り組みました。特に、「償却資産の申告内容調査」、「ふるさと納税の促進」、「町税の徴収率の向上」など、自主財源確保の取組みが目標を超える結果となり、見込みを大幅に上回る収支改善効果額実績となりました。

・財政健全化効果額の実績額は、3億6,671万円となりました。

(【財政健全化効果額の考え方】については、2ページを参照してください。)

令和元年度の取組みによる財政健全化効果額の実績額は3億6,671万円となり、見込額の2億2,724万円を上回ることができました。

この内訳は、収支改善効果額の実績額が「ふるさと納税の促進」の1億9,326万円、「償却資産の申告内容調査」の7,969万円などがあり、その他効果額の実績額は「財政調整基金の残高確保」の5,000万円となりました。

## 令和元年度の財政健全化効果額

■収支改善効果額 実績額：3億1,671万円 見込額：1億7,724万円	+	■その他効果額 実績額：5,000万円 見込額：5,000万円	=	●財政健全化効果額 実績額：3億6,671万円 見込額：2億2,724万円
--	---	---------------------------------------	---	---

### 【財政健全化効果額の考え方】

行財政改革アクションプランでは、取組みにより見込まれる効果を「収支改善効果額」と「その他効果額」の2つに分け、その合計を「財政健全化効果額」としています。

- ・収支改善効果額…各年度の収支改善に寄与する効果額  
例) 町税の徴収率の向上→町税収入が増え、歳入増加となります。  
払込通知書の廃止→口座振替時に送付する払込通知書の廃止により、歳出削減となります。
- ・その他効果額…毎年度の収支改善に直接寄与しないものの、財政状況の改善という観点から見込まれる効果額  
例) 財政調整基金の残高確保→将来のリスクに備え基金に積み立てを行い、健全な財政運営を図ります。

## 令和元年度～5年度の財源不足額とその対応

■財政見直しによる 財源不足額 △約7億3,700万円/年	+	■行財政改革アクション プランの収支改善効果額 約2億3,200万円/年	=	●行財政改革を行ってなお 見込まれる財源不足額 △約5億500万円/年	➡	固定資産税の超過課税 (税率1.58%)で対応
-------------------------------------	---	--	---	---	---	----------------------------

中長期の財政見直しを策定した結果、令和元年度～5年度に見込まれる財源不足額は年間平均約7億3,700万円となり、同期間の行財政改革アクションプランの取組みによる収支改善効果額の年間平均約2億3,200万円を加味しても、行財政改革を行ってなお年間平均約5億500万円の財源不足が見込まれます。

その対応として補てん財源の安定性や規模などを総合的に検討した結果、引き続き固定資産税の超過課税を採用することが最も望ましいと考えたため、現行税率1.58%で継続しつつ、超過課税は当分の間、実施することとし、5年毎に見直す形としたものです。

## 令和6年度以降の財源不足への対応について

・固定資産税の超過課税だけでなく、新たな財源の検討を始めました。

令和6年度以降は、さらに財源不足の拡大が見込まれるため、固定資産税の超過課税だけでなく、新たな財源の検討が必要であると考えています。そのため、令和元年度に「観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」を設置し、これまでの経過の確認、他団体の事例を含めた財源の確保手法の調査、本町の観光まちづくりの現状把握などを行ってきました。

今年度は、検討結果をベースに具体的な検討・議論を行っていきます。

「箱根町行財政改革アクションプラン」及び各年度の取組状況報告書、また、町の財政状況等を予算の仕組みとともに分かりやすく記載した「箱根町のわかりやすい予算」は、役場本庁舎3階企画課及び出張所窓口においてあります。町ホームページにも掲載していますので、詳しくはそちらをご覧ください。

### 照会先

企画課 ☎85-9560 FAX 85-7577 電子メール web\_tokuteiseisaku@town.hakone.kanagawa.jp